

# いじめ防止基本方針



鮫川村立鮫川小学校

# 目 次

- 1 いじめ防止に関する基本的な考え方・・・P 3
- 2 いじめ防止等の対策のための組織・・・P 4
- 3 いじめ防止・早期発見のための取り組み・P 5
- 4 いじめに対する措置・・・P 8
- 5 重大事態への対処・・・P 9
- 6 いじめ問題への取り組みについての  
チェックポイント・・・P 10

# 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

## (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

個々の行為が、いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことではない。また、教師の価値観で判断するものでもなく、当該児童の立場に立って判断しなければならない。

## (3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはいけない。

また、いじめられている児童を認識しながら放置してはいけない。

## (4) 学校・教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### 校内生徒指導委員会・いじめ根絶チーム

\* 職員会議や職員打ち合わせ、生徒指導全体会において、いじめ防止や早期発見に向け話し合いや研修を行う。

\* 参加者：全職員

### いじめ対策委員会

\* いじめが発生した場合、事実調査や指導、カウンセリングなどを行う。

校長	教頭	・・・	総括指導	外部交渉
生徒指導主事		・・・	指導方針の提示	情報の集約
該当学級担任	教務主任	・・・	事実調査	指導
養護教諭	スクールカウンセラー	・・・	教育相談	カウンセリング

#### ☆ 関係機関の協力を得る必要がある場合

PTA	民生児童委員	鮫川村教育委員会
県南教育事務所	柵倉警察署生活安全課	児童相談所

## 3 いじめ防止・早期発見のための取り組み

### (1) 教育計画 P36 「生徒指導年間指導計画」参照

- \* 定期的ないじめの調査に関わらず、日常的に全職員で児童の様子を観察し、児童への啓蒙啓発を行う。
- \* スクールカウンセラーによる教育相談は、随時行えるようにする。  
(窓口は教育相談担当)

(2) いじめの未然防止のための取り組み

**① 「いじめは許さない」という学級・学校風土づくり**

集会や道徳、学級活動の時間等で、いじめの問題や命の大切さ、規範意識に関わる話題（題材）を取り上げるなど、日頃から、いじめを許さない学級・学校風土づくりに努める。

**② 道徳教育および体験活動等の充実**

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係形成能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、道徳の授業を中心とした道徳教育および体験活動等の充実を図る。

**③ 集団の一員としての自覚や自信の育成**

児童が安心して学校生活を送り、一人一人が輝けるような集団づくりに努める。また、児童が集団内での規律を意識し、学習や学校行事に対して主体的に参加できるようにすることで、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

**④ 「やる気」と「自信」を引き出す授業**

自己存在感や成就感を多く味わわせ、自信とやる気を引き出し、学校生活全般に意欲的に取り組めるよう、わかる・できる授業を展開する。

**⑤ 教職員のいじめの対策等に関する資質の向上**

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

**⑥ 保護者や地域との連携**

学校便りや学年だより等により、学校・学級としての方針や取り組み等を知らせ、理解を得るとともに、懇談会や個別懇談等を通じて情報を交換し連携を図る。また、学校での様子を積極的に家庭に連絡し、信頼関係を構築していく。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

**① 年間計画を確実に実施する。**

特に学校生活アンケートにおける児童の小さな記述にも目を向ける。また、記述しやすいアンケート形式の工夫や、雰囲気づくりに努める。

**② 日常観察の視点を明確化し、定期的に児童の実態調査を行う。**

ア：	児童の表情、学校生活への意欲の変化
イ：	児童の日記、作文等への記述
ウ：	児童の日常のつぶやき
エ：	児童の身体の変化
オ：	児童の服装や持ち物の変化
カ：	児童の交友関係の変化
キ：	児童の言動に対する周囲の児童の反応の変化
ク：	児童の登下校や休み時間の様子の変化

**③ 相談しやすい環境作りに努める。**

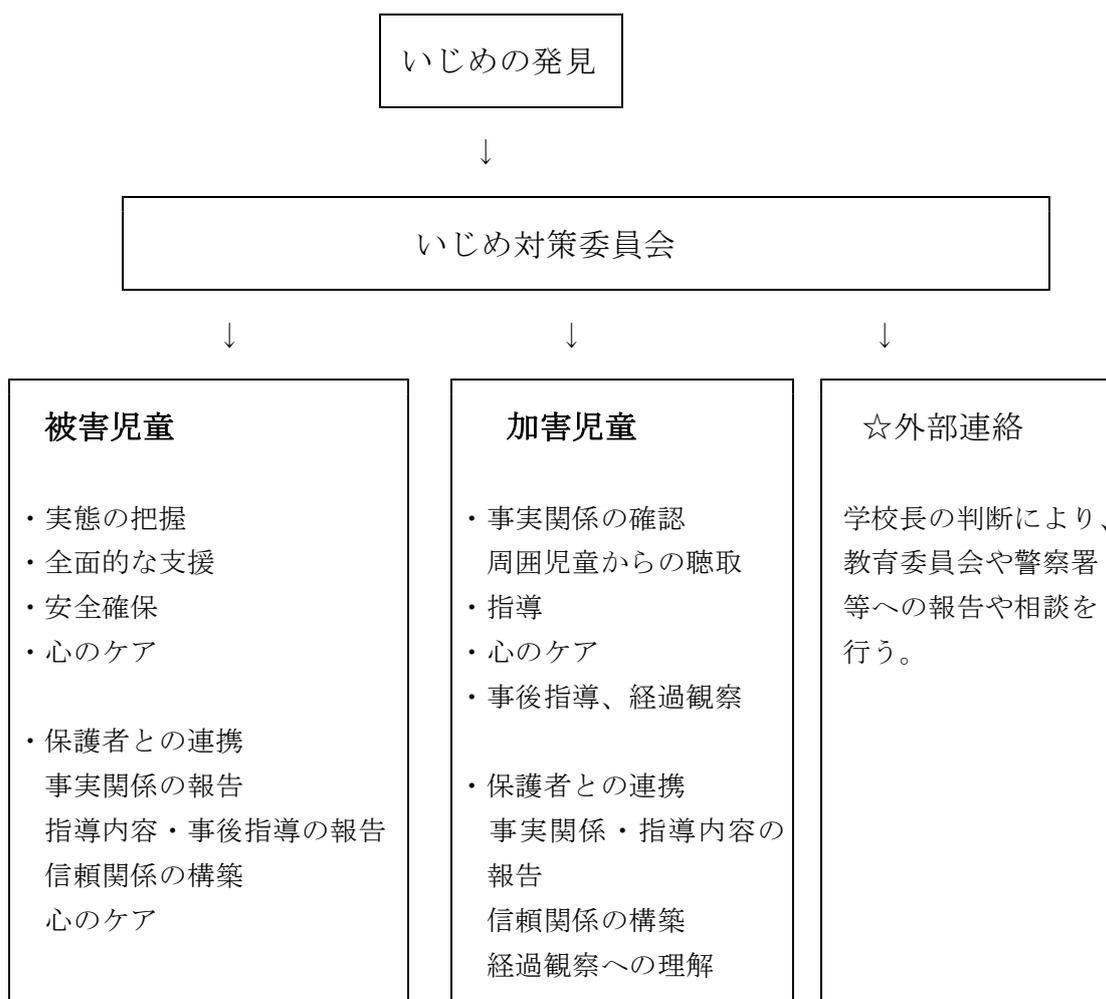
担任はもちろん、担任以外の教職員全てが児童の悩みを真摯に受け止めることについて共通理解をもつ。また、スクールカウンセラーによる教育相談が随時行えることを、児童と保護者に周知しておく。

**④ 保護者や地域との情報交換**

家庭訪問、保護者懇談会、教育相談会など様々な機会に情報交換を行う。同時に、日頃から保護者や地域との信頼関係づくりに努め、いじめ等に関する情報を交換しやすい雰囲気づくりをする。

## 4 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにいじめ対策委員会へ報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための、必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および棚倉警察署生活安全課等と連携して対処する。



## 5 重大事態への対処

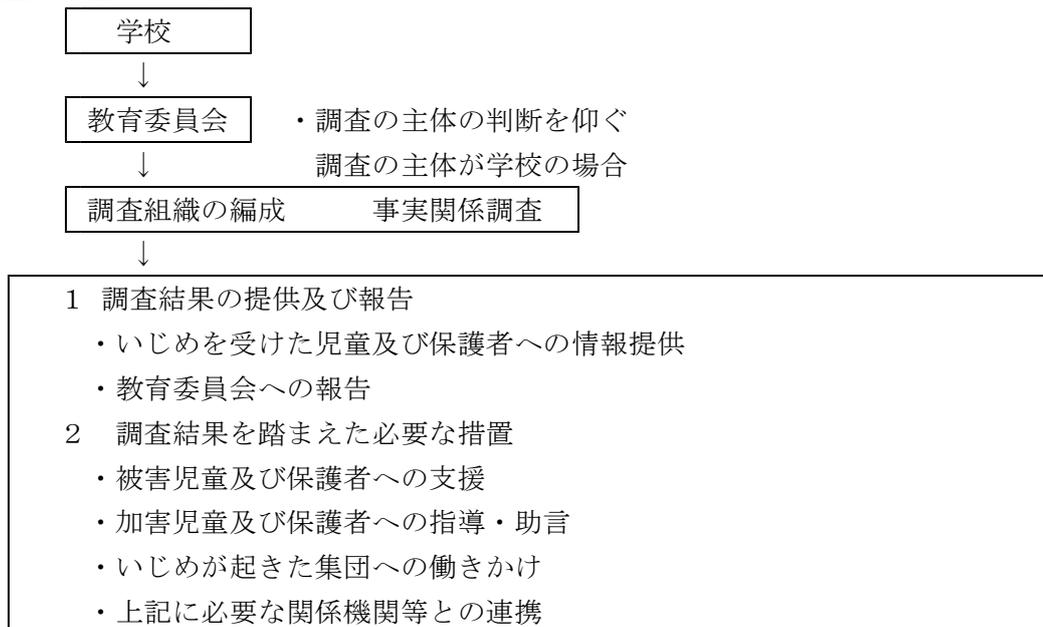
### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

### (2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会へ迅速に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する特別組織を設置する。  
弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。必要に応じて、児童や保護者にアンケート等を行う。結果は速やかに報告する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ④ 上記組織を中心として、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報等に関する法律等を踏まえて行うようにする。

### (3) 重大事態への対応



## 6 いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント

いじめ問題に関する取り組みの充実のため、学期末にいじめ根絶チームにおいて具体的に自己評価する。

評価は4段階とする。

A：十分できているので継続して取り組む

B：継続して取り組み、さらに充実した活動となるよう努力する

C：あまり取り組めなかったので、きちんと取り組む

D：取り組み内容を見直す

／：いじめがなく、実際の取り組みがなかった場合

項目	1学期	2学期	3学期
(1) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。			
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。			
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。			
(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。			
(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。			
(6) 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。			
(7) 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめ問題との関わりで、適切な指導助言が行われているか。			

(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。			
(9) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意をはらっているか。			
(10) いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。			
(11) いじめられてる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。			
(12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行っているか。			
(13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			
(14) 児童の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かい把握に努めているか。			
(15) いじめの把握に当たってはスクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。			
(16) 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの確に対応しているか。			
(17) いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集などを通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			

(18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を行っているか。			
(19) 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。			
(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、悩みに応えることができる体制になっているか。			
(21) 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。			
(22) 児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。			
(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。			
(24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校・学年通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。			
(25) いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。			
(26) いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。			
(27) PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進めているか。			
(28) いじめの問題への取り組みの重要性の認識を広め、家庭や地域の取り組みを推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。			